

田村市公告第342号

閑散期誘客フォトラリー業務委託について、公募型プロポーザルにより事業者を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募するので公告します。

令和8年9月17日

田村市長 白石 高司

(1) 業務名

閑散期誘客フォトラリー業務

(2) 業務内容

別紙「閑散期誘客フォトラリー業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(4) 契約上限額

1,250,000円（税抜き）

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

※契約上限額を超える提案は受け付けない。

1 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者または契約締結時までに資格を得る見込みがある者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 日本国内に事業所を有する法人であり、国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）を滞納していない者であること。
- (4) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (5) 公告の日から契約締結の日までの間に、福島県から委託業務等契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事

再生法（平成 11 年法律第22 号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者であること。

(7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

2 実施要領等の入手方法

実施要領等については、市のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、観光交流課の窓口及び郵送等での配付は行わない。

3 質問書の提出

(1) 提出期限

令和8年9月24日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。

その際、電子メールの件名の先頭に【閑散期誘客フォトラリー実施業務】と記載すること。

なお、電子メールによる提出後には、必ず電話等で受信確認を行うこと。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

電 話 0247-81-2136

電子メール kanko@city.tamura.lg.jp

(4) 質問に対する回答

随時、電子メールで質問者に回答することとし、市ホームページに掲載する。

4 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年9月29日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。な

お、持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとすること。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2） 1部

(イ) 参加資格要件確認書（様式3） 1部

- (ウ) 企業実績調書（様式4） 1部
- (エ) 国税（「法人税」と「消費税及び地方消費税」）の納税証明書の写し 1部
- (オ) 直近2年分の決算関係書類（貸借対当表及び損益計算書） 各1部

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年10月6日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。なお、持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとすること。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

(ア) 企画提案書（様式5） 1部

(イ) 企画書（任意様式） 10部（正本1部、副本9部。副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと）

(ウ) 見積書（任意様式） 2部（正本1部、副本1部。副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと）

※見積書は、仕様書に基づく積算内訳を記載すること。

(5) 企画書の内容

企画書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、目的や業務内容を踏まえた提案を記載すること。

(6) 企画書作成に係る留意事項

(ア) 記載するフォントの大きさは、原則11ポイント以上とする。

(イ) A4版、20ページ以内（片面印刷とする）で作成すること。

(7) その他

(ア) 企画は1社1提案とすること。

(イ) 電送、CD-ROM等、電子媒体による提出は受け付けない。

(ウ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事情がない限り認めない。

(エ) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

6 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

(ア) 企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、田村市魅力発見フォトラリー・キーワードチャレンジ業務委託審査委員会が審査し、受託候補者を選定す

る。

- (イ) プレゼンテーションは1社30分以内（提案の説明20分、質疑応答10分）とする。

※プロジェクターを使用する場合は企画書提出時に申し出ること。

プロジェクターは事務局で準備するが、パソコン等は提案者が持参すること。

- (ウ) 審査は、評価項目を審査委員が審査し、最も評価点の高い提案者を本業務の受託候補者とする。なお、同点が2社以上となった場合は、参考見積額の低い方を優先交渉権者として選定する。

(2) 審査実施日及び会場

(ア) 実施日時 令和8年10月13日（火） ※詳細は後日通知

(イ) 会 場 田村市役所2階201会議室

(3) 審査基準

審査における評価項目、評価事項、配点は、下記のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
① 閑散期における集客	・タイトル設定やゲーム性の加味により閑散期における田村市への集客効果が期待できるか。	10点
② 周遊・消費喚起	・飲食店等の連携による周遊・消費喚起の効果が期待できるか。	10点
③ 参加者増加につながる企画提案	・参加者を増やすための工夫がなされているか。 ・参加者にとってわかりやすい投稿方法になっているか。 ・当選者数、当選商品内容、引き渡し方法は効果的か。	10点
④ 実施体制・運営管理	・本事業遂行のために必要な実施体制、運営管理は十分か。	10点
⑤ 広報・情報発信	・事業のプロモーションは効果的か。	10点
⑥ 調査・分析	・有効な調査・分析がなされる提案となっているか。 ・成果指標の策定は効果的か。	10点
⑦ 実績	・SNSを活用した事業企画・運営等の実績があるか。 ※企業実績調書（様式4）により1件あたり1点で評価を行う。（最大5件）	5点
⑧ 事業費	・3×（最も安価な事業者の見積額/当該事業者の見積額。） ※小数点以下第1位を四捨五入する。	5点

(4) 評価点数の集計方法

各委員の持ち点は均一とし、評価点の合計を参加事業者ごとに集計し、その合計点により順位を決定する。

(5) 受託候補者の選定方法

上記結果をもとに受託候補者を決定する。なお、最高得点者等が基準点（全委員の合計得点の平均が 42 点以上）を満たさなかった場合及び最高得点者等が評価項目で最低点があった場合において、受託候補者及び次点候補者としての選定を行うかについては委員会において協議を行う。

(6) 審査結果の通知

審査結果は書面で通知するとともに、市ホームページに公表する。

9 その他

(1) 契約

受託候補者を選定し決裁となった場合、改めて見積書を徴収し契約を行う。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。

(3) 資料の使用

提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。また、提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(4) その他

受託候補者決定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容を基本とし、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。

10 問合せ

田村市産業部観光交流課

（閑散期誘客フォトラリー担当：吉田）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電 話 0247-81-2136

電子メール kanko@city.tamura.lg.jp

11 日程

項 目	日 程
公募開始（プロポーザル公告）	令和8年9月17日（木）
質問書の提出期限	令和8年9月24日（木）
参加表明書等の提出期限	令和8年9月29日（火）
企画提案書の提出期限	令和8年10月6日（火）
プレゼンテーション審査会	令和8年10月13日（火）
審査結果通知	令和8年10月14日（水）